

令和5年度平戸市農業委員会第11回総会議事録

■開催日時：令和6年2月27日（火）午後3時00分～午後4時15分

■開催場所：平戸市役所 3階 大会議室 ABC

■農業委員：19人中19人出席 欠席委員：なし

※委員名簿は議事録末に添付

■推進委員：18人中16人出席 欠席委員：2番、10番

■総会公開非公開の別：公開 ■傍聴人数：0人

■事務局 下川事務局長、浅田事務局次長、寺田班長

植野主任主事 大石主任主事

■書記の職氏名 職氏名：浅田事務局次長

■議事録の公開 公開

■総会日程

日程1 開会宣言

日程2 会長あいさつ

日程3 議事録署名委員及び書記の指名

日程4 会務報告

日程5 議事

議案 第52号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第53号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について

議案 第54号 平戸市農地賃借料情報の公表について

議案 第55号 平戸市農作業賃金等標準額について

議案 第56号 贈与税及び不動産取得税納税猶予対象者の農業経営を行っている旨の証明願について

日程6 閉会

発言者名	会議の概要
局長	<p>■日程1 開会宣言</p> <p>ただいまから、「令和5年度平戸市農業委員会総会第11回」を開会いたします。</p>
事務局	<p>開会にあたり、川村会長がご挨拶致します。</p>
会長	<p>■日程2 会長あいさつ</p> <p>本日は、第11回の総会にお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。ごぞいます。</p> <p>今回の総会が、現在の農業委員等で行う最後の総会となります。</p> <p>農業委員では4名の方が、推進委員では7名の方が退任され、3月からは、新たな委員のもとに総会及び審議を行います。</p> <p>再任される委員におかれましては、今後ともご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、議案5件を提案しておりますので、慎重なるご審議をお願いして、開会の挨拶といたします。</p>
事務局	<p>本日は、農業委員の皆様は全員出席しております。</p> <p>よって、平戸市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席委員数が過半数を超えておりますので、総会が成立していることを報告いたします。</p> <p>また、推進委員では、2番、10番委員から欠席する旨の報告がっております。</p> <p>それでは、同規則第6条の規定に基づき、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の進行につきましては、川村会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>■日程3 議事録署名委員及び書記の指名</p> <p>それでは、日程3の議事録署名委員および書記を指名いたします。</p> <p>平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定による議事録署名委員ですが、議長指名でご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議事録署名委員に議席番号、3番委員、5番委員、書記に事務局次長を指名いたします。以上で日程3を終わります。</p>
会長	<p>■日程4 会務報告</p> <p>次に、日程4、会務報告について、事務局から報告をいたします。</p>

事務局	<p>それでは、議案書の1ページをお開きください。 2月の会務報告をいたします。(2月会務報告を報告) 3月の会務予定を申し上げます。(3月会務予定を報告) 3月総会の日程は、3月1日に開催する初会において決定します。 予定では、3月26日(火)午前9時30分から平戸市役所3階大会議室で開催する予定です。 以上で報告を終わります。</p> <p>■日程5 議事</p>
会長	<p>次に、日程5、議事に入ります。</p> <p>《議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について》</p>
会長	<p>議案第52号の議題に入ります。 この案件につきましては、総会会議規則第19条「議事参与の制限」の規定に関係しますので、まずは、議事参与の制限以外の分、同議案中、「番号1番から4番」について、事務局からの提案・説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の2ページ、3ページをご覧ください。 議案第52号、農地法第3条の規定による許可申請について、今回、5件あっております。 番号1番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、田平町山内免字堂素根383番、地目は畑で、地積が262㎡、長年に渡り家庭菜園として貸借しており、今回、自己所有地とするため所有権移転(売買)を行います。 番号2番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、大島村的山川内字舟越1255番5 外1筆、地目は田で、地積合計が2,607㎡、農業経営拡大のための所有権移転(贈与)となります。 番号3番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、大島村的山川内字笠ノ平1751番1、地目は田で、地積が2,943㎡、農業経営拡大のための所有権移転(贈与)となります。 番号4番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、田平町小手田免字ウルシヲ1544番、地目は田で、地積が552㎡、農業経営拡大のための所有権移転(売買)となります。 (番号1番から4番について、スライドにより位置、現況写真等について説明) 以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>「質疑なし。」</p>
会長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第52号中、「番号1番から4番」について、原案のとおり決定</p>

	<p>することに異議ございませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 52 号中、「番号 1 番から 4 番」について、原案のとおり決定いたします。</p>
会長	<p>次に、同議案中、「番号 5 番」を議題とします。 この案件につきましては、総会会議規則第 19 条「議事参与の制限」の規定に基づき、農地利用最適化推進委員 10 番委員の退席を求めます。</p>
10番委員	<p>「退席」</p>
会長	<p>それでは、同議案中、「番号 5 番」について、事務局からの提案・説明を求めます。</p>
事務局	<p>番号 5 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、志々伎町字岡 1315 番 2、地目は畑で、地積が 333 m²、農業経営規模拡大のための、所有権移転（交換）となります。 （スライドにより位置、現況写真等について説明。） 以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>「質疑なし。」</p>
会長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第 52 号中、「番号 5 番」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 52 号中、「番号 5 番」について、原案のとおり決定いたします。</p>
会長	<p>それでは、農地利用最適化推進委員 10 番委員の入場を認めます。</p>
10番委員	<p>「入場」</p>
	<p>《議案第 53 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するかどうかの判断について》</p>
会長	<p>次に、議案第 53 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。</p>

事務局	<p>議案書の4ページから5ページをご覧ください。</p> <p>議案第53号農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について、今回は、1筆となっております。</p> <p>昨年10月1日の農地利用状況調査においてB分類農地として判断された農地となります。</p> <p>(スライドにより位置、判定状況写真、現況写真等について説明。)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>「質疑なし。」</p>
会長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。</p> <p>議案第53号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第53号について、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>《議案第54号 平戸市農地賃借情報の公表について》</p>	
会長	<p>次に、議案第54号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第54号平戸市農地賃借料情報の公表について、議案の説明は6ページとなります。</p> <p>毎年のことになりますが、令和5年1月から12月までに農地の賃借を設定した賃借料を集計し、平均した価格について、平戸市農地賃借料として公表するものです。</p> <p>議案の7ページ、8ページをご覧ください。7ページが、実際に公表するものです。</p> <p>左の上段が、令和5年1月から12月までの賃貸借・使用貸借の割合となり、合計で70.39haであります。</p> <p>内訳として賃貸借が12.15ha、割合で17.26%、使用貸借が58.24ha、割合で82.74%となっております。</p> <p>主な要因としましては、農地中間管理機構を利用した機構集積協力金などの活用により、農地集積が増加しております。</p> <p>田の部では、10件と少なかったのですが、その中で、北部地区から大島地区まで地区別に分けて平均額を算出し、その平均額を基に全体の平均額10a当たり7,700円を算出しております。</p> <p>畑の部では、平均額10a当たり5,200円を算出しております。</p> <p>物納の場合は、長崎県の指導により、10a当たり玄米60kgを指標とすると決まっております。実情と違う場合があるかとは存じますが、</p>

	<p>10a 当たり玄米 60kg で公表させていただきます。 4 月の広報及びホームページで公表することにしております。 説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより、 質疑を行います。発言のある方は、挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>「質疑なし。」</p>
会 長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第 54 号について、原案のとおり決定することにご異議ありま せんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会 長	<p>異議なしと認め、議案第 54 号について、原案のとおり決定いたし ます。</p> <p>《議案第 55 号 平戸市農作業賃金等標準額について》</p>
会 長	<p>次に、議案第 55 号についての議題に入ります。事務局からの提案・ 説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 55 号平戸市農作業賃金等標準額について、議案の説明は 9 ページとなります。 農地賃借料と同様に、農作業賃金等の標準額も公表することになっ ております。 議案の説明は 10 ページから 12 ページとなります。 10 ページは、農作業賃金と農作業受委託料金を示しており、長崎県 の最低賃金を基準に算出しております。 最低賃金につきましては、令和 5 年 10 月時点 898 円、前回の最低 賃金 853 円、前回比 45 円増となっております。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより、 質疑を行います。発言のある方は、挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>「質疑なし。」</p>
会 長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第 55 号について、原案のとおり決定することにご異議ありま せんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会 長	<p>異議なしと認め、議案第 55 号について、原案のとおり決定いたし</p>

会 長	<p>ます。</p> <p>《議案第 56 号 贈与税及び不動産取得税納税猶予対象者の農業経営を行っている旨の証明願について》</p>
会 長	<p>次に、議案第 56 号についての議題に入ります。</p> <p>この案件につきましては、総会会議規則第 19 条「議事参与の制限」の規定に関係しますので、まずは、議事参与の制限以外の分、同議案中、「番号 1 番」について、事務局からの提案・説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 13 ページから 14 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 56 号、贈与税及び不動産取得税納税猶予対象者の農業経営を行っている旨の証明願について、議案書の 23 ページをご覧ください。</p> <p>農地の生前一括贈与に伴う贈与税及び不動産取得税の納税猶予を受けている受贈者は、3 年毎に税務署及び長崎県に納税猶予継続適用届出書の提出が義務付けられています。</p> <p>また、この届出書に添付する書類として、引き続き農業経営を行っている旨の証明書が必要になります。</p> <p>証明書を発行するには、農業委員会の総会での議決が必要になることから、証明をお願いするものです。</p> <p>地区担当委員には、あらかじめ個別に農地を確認しております。</p> <p>整理番号 1 番の地区、受贈者の住所・氏名、贈与者氏名、贈与年は記載のとおりです。</p> <p>農地台帳及び名寄帳、農地地図をもとに、ご本人とも確認しております。</p> <p>整理番号 1 番につきまして、贈与を受けた農地面積は、9,506 m²で、その内、利用状況調査におきまして、B 判定が 171 m²であります。</p> <p>この B 判定農地につきましては、自己保全を行うよう指導しております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>「質疑なし。」</p>
会 長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。</p> <p>議案第 56 号中、「番号 1 番」について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会 長	<p>異議なしと認め、議案第 56 号中、「番号 1 番」について、原案のとおり決定いたします。</p>
会 長	<p>次に、同議案中、「番号 2 番」を議題とします。</p>

会 長	この案件につきましては、総会会議規則第 19 条「議事参与の制限」の規定に基づき、議席番号 4 番委員の退席を求めます。
4 番委員	「退席」
会 長	それでは、同議案中、「番号 2 番」について、事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	整理番号 2 番につきまして、贈与を受けた農地面積は、14,762 m ² で、その内、利用状況調査におきまして、B 判定が 105 m ² でした。 この B 判定農地につきましても、自己保全を行うよう指導しております。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。
会 長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより、質疑を行います。発言のある方は、挙手をして発言してください。
委員一同	「質疑なし。」
会 長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第 56 号中、「番号 2 番」について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし。」
会 長	異議なしと認め、議案第 56 号中、「番号 2 番」について、原案のとおり決定いたします。
会 長	それでは、議席番号 4 番委員の入場を認めます。
4 番委員	「入場」
	■日程 6 閉会
会 長	以上で、本日の議案審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本総会における各議決案件について、その字句その他整理を要するものにつきましては、議長に委任願ひしたいと思います。これにご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし。」
会 長	異議なしと認め、本総会における各議決案件の整理について、議長の一括委任とすることに決しました。 以上をもちまして、令和 5 年度平戸市農業委員会第 11 回総会を閉会いたします。

閉会時刻：4時15分

議 長

印

議事録署名人

3 番委員

印

5 番委員

印

■ 農業委員名簿

地区	議席番号	氏名
北部	16	岡村勝彦
	6	前原正行
	10	寺田俊雄
	7	神田孝夫
	18	榊屋可恵
中部	14	本山勝茂
	2	前川一夫
	8	濱崎保久
南部	12	青崎日出男
	9	山口隆徳
	17	末永定之
生月	11	谷本雅嗣
	19	川村政幸
	15	蜜山隆満
田平	3	松本一郎
	1	川尻修治
	13	大山荒助
大島	4	藤沢和正
	5	松山浩幸